

欧州における単一特許システム制定の動向

Legislative Developments on Uniform Patent System in Europe

川 俣 洋 史*
Hiroshi KAWAMATA

抄録 欧州の特許制度は、各国・欧州連合（EU）・条約等の複数の枠組みの中で、互いに影響を及ぼし合いながら変化し続けている。過去何度も繰り返されてきた単一の特許制度や特許訴訟制度制定に向けた議論が、最近また活発化している。しかし、複数の言語と制度を持つ欧州が真に単一の制度へ転換するための課題は多く、その実現はまだ先のことになるであろう。

1. はじめに

欧州連合（EU）において特許制度はイノベーション促進のためのインフラであるとして重要な施策対象と位置付けられている¹。そこで本稿では、最近いくつかの新しい動きがみられた欧州連合特許と統一特許訴訟システムについて取り上げる。

2. 欧州連合特許

欧州で一つの特許制度を作る試みは、欧州経済共同体の時代の 1960 年前後から条約案の検討として開始された。しかし、1975 年の共同体特許条約（CPC）署名、これを修正するための 1989 年 12 月の共同体特許に関する協定書²への署名等の努力にもかかわらず、条約の発効には至らなかった。

その後、1999 年頃から EU は新たに EC 規則という枠組みによる実現を目指すこととなる³。2000 年 8 月に提案された共同体特許規則（CPR）案、2003 年 3 月の共同体特許に関する「共通政治アプローチ」⁴についての閣僚理事会合意等、制度創設へ向けた機運は高まり、活発な議論と交渉が行わ

れたものの、2004 年には再び条文の合意に失敗する⁵。

こうして単一特許制度の実現は再び遠ざかったと考えられたが、2007 年 4 月に欧州委員会が公表した“Enhancing the patent system in Europe”と題するコミュニケーション⁶を契機に再度議論が活発になり、2009 年 12 月 4 日、EU 競争力理事会において、欧州及び EU 特許裁判所（EEUCP）の設置と EU 特許⁷の概要について合意がなされた⁸。

しかし、その内容は、EU 特許の更新料の配分の方針、欧州特許庁（EPO）と欧州特許機構の加盟国とのパートナーシップ強化や、EPC の改正と EU の EPC への加盟に関するものであった。そして EU 特許の翻訳の取扱いについては規則を別途定め、当該規則と共に EU 特許に関する規則が発効するとされた。

実は、欧州で単一の特許制度を構築しようとする

* 日本貿易振興機構（ジェトロ）デュッセルドルフセンター 産業財産権調査員
Director for Intellectual Property, Japan External Trade Organization (JETRO) Dusseldorf

る試みの歴史の中で、最も困難な問題一つが翻訳言語であった。翻訳に多額の費用がかかる結果、欧州における特許の取得コストは、米国や日本の10倍以上ともいわれ⁹、欧州の産業界からは長年にわたり、コストを大幅に低減できる単一特許制度の創設が競争力強化のため必要との声が上がっていた。

それにもかかわらず、言語は民族や国家と深い関係があり、歴史的にも政治問題化しやすいことから、前述のように、合意を目前にしながらそこに至らないという歴史が繰り返されてきた。

その後、2010年7月1日には、出願人が選択する現在のEPOの公式言語（英語、ドイツ語、フランス語）の一つによって審査手続きが行われ、得られた特許はその言語で公開されるとともに法的拘束力を有する正本となる、という「EU特許の翻訳の取扱いに関する規則」案が公表された¹⁰。

しかし、2010年前半の議長国であったスペインは、過去の議論において自国語が含まれていないことに強く反対したといわれる¹¹。また、従来表だって声を上げることが少なかったイタリアも同規則案に異議を唱えているとされる。

2010年後半の議長国ベルギーは、EU特許の実現に向けた各国との調整に積極的である¹²。しかし、同国は最近、自国内のフランス語圏とオランダ語圏の政治的対立から国家分裂の危機に直面していることもあり、欧州の言語問題についてリーダーシップをとることができるのか、という疑問も残る。

また、2009年12月1日に発効したリスボン条約の下、2つの規則は成立するまでに異なる過程を経ることとなる。まず、EU特許に関する規則については、通常立法手続きに従い、閣僚理事会と欧州議会との共同採択の手続きを経ることが必要となった¹³。次に、「EU特許の翻訳の取扱いに

関する規則」は特別立法手続きの対象とされ、欧州議会への諮問とともに、依然として閣僚理事会での全会一致が必要である¹⁴。これは、前述のような反対がある中で、引き続き厳しい要件となる。

このように、両規則が発効に至るまでには、まだいくつものステップが残されている。

3. 統一特許訴訟システム

欧州における単一の特許訴訟制度は、1985年頃から共同体特許と共に検討され、前述の1989年12月の共同体特許に関する協定書¹⁵中に議定書として含まれた。

他方、欧州特許に関する訴訟制度についても、1999年11月の欧州特許条約（EPC）の加盟国による政府間会議¹⁶以来、EPOを事務局として訴訟制度の調和を目的に欧州特許訴訟協定（EPLA）の条文が検討されてきた。ところが、その過程において「訴訟制度はEUで検討されている欧州共同体特許も対象とすべき」との意見が出されるようになり、EUも2003年3月の「共通政治アプローチ」¹⁷で同様の方向性を打ち出した。2006年頃には欧州委員会内でEUはEPLAに加盟すべきとの議論が起こったが、同年10月、欧州議会はEPLAの改善が必要として加盟を先送りする決議を行った¹⁸。その後、2007年2月に欧州議会の法律サービス部門が、EPLAはEC条約に違反しているとの暫定的見解を示した¹⁹。これを契機にEPLAへの求心力は弱まり、検討の主体はEPC加盟国からEUへ移ることとなった²⁰。

2007年3月、欧州委員会はコミュニケーション²¹を公表し、「欧州の特許訴訟システムは、欧州特許および欧州共同体特許を含めて検討する」との方針を改めて示した。この方針に従って統一特許訴訟システム（UPLS）に関する検討が進められた結果、2009年12月、欧州及びEU特許裁判所（EEUPC）

の設置と EU 特許の概要についての合意²²が発表された。

合意における EEUPC の概要には、欧州の特許訴訟システムの統一のため、裁判所や合議体の構成、取消訴訟や手続言語などが示されている。しかし、以下に示すような課題がなお残されている。

(1) 訴訟システムの多様性

特許訴訟に関して、欧州で特に重要な法域はドイツとイギリスである。この2つの訴訟システムの大きな相違の一つとして侵害訴訟と無効訴訟の関係が挙げられる。ドイツでは、侵害訴訟は地方裁判所に提起するのに対し、無効訴訟は連邦特許裁判所に提起する (bifurcation)。これに対しイギリスは、侵害訴訟の中で特許無効が主張されれば、同一の裁判所が共に判断を行う。

EEUPC は一の中央裁判所及び複数の地方及び地域裁判所からなる第一審裁判所と一の控訴裁判所から構成される²³。そして、侵害訴訟が提訴された地方又は地域裁判所に、反訴として特許取消訴訟が起された場合、当該裁判所は①2つの訴訟を自ら取扱う、②当事者の合意により共に中央裁判所へ移送する、または③特許取消訴訟のみ中央裁判所へ移送し、自らは侵害訴訟の審議を進める (または停止する) ことができる²⁴。つまりドイツの bifurcation やイギリスの一括方式が併存し得ることになり、各国が自らの制度を積極的に変えない限り、欧州の裁判システムは依然として多様性を残したままになると考えられる。

(2) 裁判官の育成

現在、欧州における特許訴訟の大半はドイツで提起されており、中でもデュッセルドルフ地裁、マンハイム地裁の件数が多いとされる。これらの

裁判所は特許事件の経験が豊富な裁判官を多数擁している。しかし、その他の国で毎年一定数の特許訴訟があるのは、イギリス、オランダ、フランス等ごく限られており、それ以外の国では特許事件の経験がある裁判官も非常に少ない。

EEUPC の概要によれば、地方裁判所や地域裁判所では、訴訟件数規模に応じて裁判官プールから一名または二名が加わり合議体が形成される²⁵。したがって、特許訴訟を円滑に処理するためには、経験豊富で言語能力に優れた裁判官を多く必要とする。このような裁判官の育成をどのように行うかは、制度導入にあたって大きな課題となるであろう。

(3) 手続言語

地方及び地域裁判所における手続言語は、裁判所が設立される加盟国の言語となる (ただし、当該加盟国は EPO 公用言語の一つ以上を指定することも可能)²⁶。この結果、当事者は潜在的に23の EU 公式言語で訴訟に関与しなければならない可能性があり、現状が大幅に改善されるかは不明である。

また、手続言語が定められていても、実務の観点から問題が残るとの指摘もある。ある機会に筆者が会ったドイツ人特許弁護士は、「現実には、重要な証拠でも外国語文献は翻訳がないと考慮しないという態度の裁判官もいる。全ての証拠を完全に理解してもらった上での審理を望む代理人としては、異なる国籍の裁判官の合議体を相手に、(建前は別として) 全てを手続言語のみで済ませられるとは思えない。」と打ち明けた。

なお、EEUPC に関する合意の下で手続言語の取扱いに影響を与える今後のいかなる決定も、(EU 特許の翻訳の問題と同様) 全会一致によるとされている²⁷。

(4) EU 機能条約との適合性

2009年9月12日付けEU官報に、UPLSがEU条約に適合しているかについて、閣僚理事会が欧州司法裁判所（ECJ）（現在の欧州連合司法裁判所（CJEU））に対し見解を求めた旨掲載された²⁸。これは同年5月29日のEU競争力理事会での合意²⁹に基づくもので、EU、EU加盟国および非EU加盟国である欧州特許条約（EPC）締約国の間で結ぶべく合意を目指しているUPLSがEC条約に適合しているかを問うものである。

EEUPCは、EU特許をも対象とすることでEC条約（現在はEU運営条約（TFEU））との適合性はEPLAに比べ高いともいわれ、CJEUの判断が注目される。しかし、仮に適合していないとの判断が示された場合には、前提が根本から崩れ議論が振出しに戻る事となる。

(5) 非EU加盟国との交渉

2009年3月24日、欧州委員会は閣僚理事会に対し、同委員会がUPLSに関する交渉権限を与えるよう勧告した³⁰。この権限は、UPLSの対象が欧州特許を含むことにより非EU加盟・EPC締約国も当事者となるため、EU、EU加盟国とこれらの非EU加盟・EPC締約国とで構成される混成委員会（Mixed Committee）での交渉に必要とされるものである。閣僚理事会はまだ交渉権限を認める採択は行っていない³¹が、これは前述のCJEUによるTFEU適合性の判断を待っているためとも考えられる。

仮に将来、CJEUから適合性が認められ、かつ欧州委員会が交渉権限を獲得した場合でも、非EU加盟国との交渉の先行きは不透明である。例えば、ギリシアやキプロス（EU加盟・EPC締約国）は、歴史的経緯から対立関係にあるトルコ（非EU加盟・EPC締約国）のシステム加入は受け容れられ

ないとの立場といわれる。そして、トルコのような非EU加盟・EPC締約国は現在10ある³²ことから、混成委員会における交渉は複雑なものとなることが予想される。

4. おわりに

単一の特許制度や特許訴訟制度の議論が始まってから、既に35～50年が経過していることになる。2010年3月2日のプレスリリースにおいて、欧州委員会のバルニエ域内市場・サービス担当委員は「正直なところ、私は欧州の特許に関する交渉を終わらせようとする最後の委員になりたいと心から望む。」と述べた³³。バローゾ第二期欧州委員会のメンバーとして、同氏の任期は2014年までである。しかし、前述のような課題を目の前にすると、彼の願いがかなうことを祈りつつも、そのような栄誉と幸運をつかむ委員は、まだ何代か後になるであろうという悲観的な見通しを持たざるを得ない。

注)

- 1 EUの新戦略プラン「EUROPE 2020」（英語版）10頁
http://ec.europa.eu/eu2020/index_en.htm
- 2 89/695/EEC
- 3 IP/99/105, http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/docs/patent/docs/8682_en.pdf
- 4 Document of the Council No 7159/03
- 5 合意に至らなかった原因として、不正確な翻訳の法的位置めぐり関係国間で立場の相違があったことが挙げられる。
JETROウェブサイト「欧州知的財産ニュース」
<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/の関連記事>
http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_002.pdf
- 6 COM(2007)165
このコミュニケーションは、前年に行われた「将来の欧州特許制度に関するコンサルテーション」の結果を受けてまとめられたもの。
- 7 2009年12月のリスボン条約批准に伴い、ECがEUへ統合されて「共同体（Community）」の概念が消滅したため、現在では「EU特許（EU Patent）」という用語が用いられている。
- 8 IP/09/1880, Document of the Council No 17229/09

- 「欧州知的財産ニュース」
http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_035.pdf
- 9 具体的には、米国の場合約1,850€であるのに対し、欧州13か国で特許を取得した場合には、翻訳コスト約14,000€を含め全体で約20,000€になるとしている。
 欧州委員会プレスリリース
http://ec.europa.eu/internal_market/indprop/patent/index_en.htm,
 「欧州知的財産ニュース」
<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20100301.pdf>
- 10 IP/10/870, COM(2010) 350
 「欧州知的財産ニュース」
<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20100704.pdf>
- 11 最近のスペイン政府関係者の発言からも、この主張に変化はないように見受けられる。例えば、2009年4月にマドリッドで開催された欧州発明者大賞2010授与式におけるフェルナンデス・スペイン産業・観光・貿易省次官の発言（「欧州知的財産ニュース」
<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/pdf/20100504.pdf>）参照。
- 12 欧州議会プレスリリース
 Reference No. 20100714IPR78879
- 13 リスボン条約発効前は、欧州議会に対する協議は必要とされていたものの、議会の議決（共同決定手続き）は必要ではなかった。
- 14 EU運営条約（TFEU）第118条
 （前略）理事会は、特別立法手続きに従い、規則の手段によって欧州知的財産権のための言語の取決めを確立する。理事会は、欧州議会に諮問した後、全会一致で決議する。
- 15 前掲注2
- 16 http://archive.epo.org/epo/pubs/oj99/8_99/8_5459.pdf
- 17 前掲注4
- 18 「欧州知的財産ニュース」
http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_015.pdf
- 19 SJ-0844/06, D(2006)65117
 「欧州知的財産ニュース」
http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_017.pdf
- 20 EPLAは、2003年11月に条文案が発表された後も積極的に検討が続けられたものの、2005年12月の草案以降、議論は中断されたままとなった。
- 21 前掲注6
- 22 前掲注8
- 23 前掲注8 Document 第11段落
 なお、ECJ（CJEU）の役割はEU法の優先の原則及びその統一の解釈を確保することに限定される。（第12段落）
- 24 同第20段落（b）
- 25 同第15,16段落
- 26 同第22段落
- 27 同第23段落
- 28 Official Journal of the European Union, Notice No 2009/C 220/24 (Opinion 1/09)
- 29 Document of the Council No 10306/09
- 30 IP/09/460, Sec (2009) final
 「欧州知的財産ニュース」
http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_031.pdf
- 31 2010年7月現在。
- 32 他にアルバニア、スイス、クロアチア、アイスランド、リヒテンシュタイン、モナコ、マケドニア、ノルウェー、サンマリノ（2010年7月現在）。また、2010年10月1日からセルビアにおいてEPCが発効することにより、同国が11か国目の非EU加盟・EPC締約国（EPC締約国としては38か国目）となる。
- 33 SPEECH/10/54